**平成２２年（フ）第３４７４号**
福岡市南区南大橋１丁目18番19号
債務者　江里口晃也
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３４７６号**
福岡県糸島市板持200番地５
債務者　金子真由美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３５１０号**
福岡県太宰府市吉松１丁目15番16号サンビレッジももたＢ101号
債務者　山口リカ子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３５２１号**
福岡県宗像市陵厳寺４丁目９番23号
債務者　赤星　繁子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３５２２号**
福岡市博多区堅粕４丁目24番６号
債務者　山口　敏彦
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１号**
福岡市博多区千代１丁目30番24号
債務者　釜　　武彦
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第９号**
福岡県糸島市前原駅南３丁目19番45号　103
債務者　宮本　信之
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２２号**
福岡県糸島市神在92番地31
債務者　山崎　和年
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２３号**
福岡県糸島市神在92番地31
債務者　山崎　純江（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４号**
福岡県糸島市前原中央３丁目９番31―102号
債務者　山下　恵美（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第３０号**
福岡市博多区空港前５丁目14番８号
債務者　ダイアナロダンこと　宮村　朱美（旧姓城之内）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第４５号**
福岡県春日市千歳町２丁目158番地119
債務者　船本　栄子（旧姓河内）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第５７号**
福岡市西区姪の浜５丁目17番21号
債務者　橋本壽美子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第４号**
福岡県久留米市津福本町1733番地10
債務者　矢野　三男
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第５号**
福岡県久留米市津福本町1733番地10
債務者　矢野　房枝
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第３号**
宮崎県延岡市古川町387番地６
債務者　濱野　美春
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２２年（フ）第１４５号**
長野県岡谷市長地小萩１―11―30　諏訪湖畔病院、住民票上の住所長野県岡谷市川岸中２丁目26番40号
債務者　五味　　正
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２３年（フ）第２１号**
長崎県長崎市茂木町2189番地　小林アパート201
債務者　宮浦　節子（旧姓三森）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係